

一般の事業用（一括有期事業を除く。）

委託事業主のみなさまへ

令和4年度 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

労働保険の年度更新を行う時期になりました。

委託している労働保険事務組合の指定する期日までに手続きをしてください。

（注）令和4年度の雇用保険率の変更が予定されていますが、詳細についてはあらためてお知らせします。

1 「賃金等の報告」は期限までに事務組合へ

- （1） 2ページの「労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入のしかた」をよくご覧になり、誤りのないよう記入して、必ず事務組合が指定する期限までに提出してください。
- （2） 「賃金等の報告」は、労働保険番号ごとに作成が必要なため、複数枚提出する場合があります。
- （3） 「賃金等の報告」は、「組様式第4号」、「組機様式5号」のうち、いずれかを配布していますが、2ページの記入例に準じて作成してください。

2 「賃金等の報告」の作成時に特に注意してほしい事項

- （1） 労災保険欄には、**臨時・日雇・パート・アルバイトを含めて雇用している労働者全員の賃金・賞与等を記入**してください。
※ 各支払賃金欄（雇用保険欄も同様です。）は、通勤手当等の各種手当も含み、源泉所得税や健康保険料、雇用保険料、住民税等を差し引く前の支給総額を記入してください。
 - （2） 労災保険の各月人数欄は支払人員数ではなく、各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の当該締切日）の使用労働者数を記入してください。賞与等人数欄は、支払人員数を記入してください。
 - （3） 雇用保険欄には、雇用保険被保険者全員の賃金・賞与等を記入してください。
※ 雇用保険被保険者の届出に漏れや間違いがないか、記入後に再度確認してください。
 - （4） 雇用保険の各月人数欄は支払人員ではなく、各月末現在の被保険者数を記入してください。
- （注）令和2年4月1日から「高年齢被保険者」の雇用保険料の徴収免除は廃止となり、すべての雇用保険被保険者から雇用保険料（労働者負担分）の徴収が必要となりますので、ご注意ください。**

3 アスベスト救済法に基づく一般拠出金

一般拠出金率は、0.02/1000を適用することになります。

4 保険料等の納付は指定期日までに

労働保険料等（一般拠出金を含む。）の額及び納入期日は事務組合から「労働保険料等納入通知書」により通知されますので、指定期日までに必ず事務組合に納入してください。

5 労働保険料率について

- （1） 労災保険率は、令和3年度から変更はありません。
- （2） **雇用保険率は、令和4年4月1日と10月1日にそれぞれ変更予定となっております、3ページをご確認ください。**

6 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入の仕方

(令和4年度については記入方法の変更があります)

※ 令和4年度については、記入方法の変更が予定されていますが、詳細についてはあらためてお知らせします。

- (1) 労働保険料等を算定する基礎となるものです。誤りのないよう記入してください。
- (2) 本表は労働保険番号ごとに作成することから、複数枚必要になる場合があります。
- (3) 事務組合から「特別加入者の欄」、「予備欄」などの記入方法について、特段の指示がある場合はその方法により記入してください。

※ この記入例と一部異なる様式が配布されている場合がありますが、この記入例に準じて記入してください。

【労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金欄】

「支払賃金」欄

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に使用した労働者に支払った賃金を月別(支払月ではなく賃金計算の対象となった月単位、労働者の項目別に記入(アルバイト等の労働者分も含まれます。))します。
- ・支払賃金は、通勤手当等の諸手当を含めた賃金総額で記入します。

「人員」欄

- ・各月末(賃金締切日がある場合は、月末直前の賃金締切日)の使用労働者数(賞与等は支払人員数)を記入します。

【雇用保険対象被保険者数及び賃金欄】

「支払賃金」欄

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に使用した雇用保険被保険者に支払った賃金を月別、労働者の項目別に記入します。
- ・支払賃金は、通勤手当等の諸手当を含めた賃金総額で記入します。
- 「人員」欄
- ・各月末の被保険者数を記入します。

※ 3ページの「雇用保険の資格取得・資格喪失について」を参照のうえ、計上漏れのないよう十分注意してください。

【掲事業欄】

下記により○で囲む。

農林水産業、酒造業、建設業

「イ、該当する」

上記以外の事業

「ロ、該当しない」

ただし、農林水産業の場合でも、特掲事業に該当しない事業がありますので、事務組合へお問い合わせください。

【令和4年度概算の延納(分割納付)欄】

労働保険料の延納(分割納付3回)を希望する場合は……「イ・する」
希望しない場合は……「ロ・しない」
を○で囲む

組様式第4号

労働保険料算定基礎賃金等の報告(事務組合控)

① 労働保険番号 1530	② 雇用保険事業番号 150	③ 事業の名称 (特)労働印刷 〒(950-8625)	④ 事業の所在地 新潟市中央区美咲町1-2	⑤ 事業主の氏名 代表取締役 労働 ○ 郎	⑥ 事業主の住所 新潟 ○ 子	⑦ 事業の概要(具体的に記入してください) 印刷業	⑧ 特別加入者 ○ する ○ しない
------------------	-------------------	-----------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------	------------------------------	-----------------------

区分	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受けて労働に従事し賃金を得ている者等(裏面参照))	(3) 臨時労働者 (パート・タイマー、アルバイト等)	(4) 合計 ((1)+(2)+(3))	(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パート・タイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く(裏面参照))	(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者(裏面参照))	(7) 合計 ((5)+(6))	
月別内訳								
令和3年4月	5人	1,152,605円	1人	345,611円	2人	114,621円	8人	
5月	5人	1,153,291円	1人	344,502円	2人	115,504円	8人	
3月	6人	1,181,826円	1人	351,284円	1人	62,599円	8人	
費外等 3年7月	5人	258,621円	1人	518,199円	6人	776,820円	5人	
3年12月	6人	262,344円	1人	520,233円	6人	782,577円	6人	
年月								
合計	14,589,486円	5,239,012円	1,153,540円	7人	20,982,038円	14,589,486円	5,239,012円	
1ヶ月平均使用労働者数	20,982,038円	19,828,498円	19,828円					
1ヶ月平均賃金	31,932円							
合計	10,950	98,592	9,490					

令和3年度確定		令和4年度概算		令和4年度 賃金総額の見込額	
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	労働保険	雇用保険
12,000円	4,380,000円	労働 ○ 郎	5,840,000円		
8,000円	2,920,000円	労働 ○ 子	0円		
10,000円	3,650,000円	労働 ○ 木	10,000円		
h	千円	1 + j	千円	千円	千円
10,950	合 計	98,592	9,490	合 計	

【特別加入者欄】

- ・第一種特別加入者の氏名及び給付基礎日額を記入します。

「承認された給付基礎日額」欄

- ・令和3年度に承認された給付基礎日額を記入します。

「希望する給付日額」欄

- ・令和4年度に希望する給付基礎日額を記入します。
- ・給付基礎日額を変更したい場合は、事前に事務組合への連絡が必要です。

【賃金総額の見込額欄】

- ・原則として前年度と同額としてください。
- ・前年度の賃金総額の2倍以上又は半分以下が想定される場合は、その見込み賃金額を記入します。

【1ヶ月平均使用労働者数】

- ・以下の算式により求め記入します(少数点以下は切捨て、「1」未満は「1」を記入します。)
- ・各月末(賃金締切日がある場合は月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計
12月

(※ 分母の月について、令和3年度途中に保険関係が成立した事業の場合は、保険関係成立以後の月数)

- ・一括有期事業は、1日平均使用労働者数を次の算式で求め記入します。
令和3年度中の延べ使用労働者数
令和3年度中の所定労働日数 (小数点以下の処理は上記と同様)

7 雇用保険について

(1) 雇用保険率 (令和4年度からの予定)

(令和4年4月1日から9月30日まで(予定))

事業の種類	保 険 率	事業主負担率	被保険者負担率
一 般 の 事 業	9.5/1000	6.5/1000	3/1000
農 林 水 産 の 事 業 清 酒 製 造 の 事 業	11.5/1000	7.5/1000	4/1000
建 設 の 事 業	12.5/1000	8.5/1000	4/1000

(令和4年10月1日から令和5年3月31日まで(予定))

事業の種類	保 険 率	事業主負担率	被保険者負担率
一 般 の 事 業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農 林 水 産 の 事 業 清 酒 製 造 の 事 業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建 設 の 事 業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

※ 令和4年度の「雇用保険率」は、令和4年4月1日、10月1日よりそれぞれ上記のとおり変更予定となっていますが、詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00050.html

- ① 農林水産事業のうち、園芸サービスの事業・牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業又は内水面養殖の事業は「一般の事業」の保険料率が適用されます。
- ② 雇用保険の被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、4月1日から被保険者の賃金に1000分の3（一般の事業の場合。一般の事業以外は1000分の4）を、10月1日からは1000分の5（一般の事業の場合。一般の事業以外は1000分の6）を乗じて算定します。

※ 上記により計算した被保険者負担分の額に1円未満の端数が生じたときの取扱いとは次のとおりとなります。

ア 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、端数が50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

イ 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、端数が50銭未満のときは切り捨て、50銭以上のときは切り上げとなります。

ウ ただし、事業場において慣習的な取扱い等の特約がある場合は、この限りではありません。

(2) 雇用保険の被保険者資格取得・資格喪失について

- ① 週20時間以上かつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれる 労働者を雇用した場合は、常雇・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、また、本人の意思を問わず雇用保険の被保険者として資格取得の手続が必要となります。
- ② 該当者が生じた場合は事務組合まで至急連絡してください。また、被保険者が離職した場合は資格喪失の手続が必要ですので、この場合も事務組合に連絡してください。

8 継続事業一括申請について

- (1) 労働保険は、本社、支社、営業所、工場など場所的に分離され、活動組織上の独立性が認められるものは個別の事業として、それぞれが適用事業場となり、労働保険番号の振出を受けるのが原則です。
ただし、事業主・保険の種類・業種が同一であれば、「継続事業一括申請書」を提出し承認を受けることによって、指定する労働保険番号で労働保険料等を一括して申告納付することができます。
- (2) 上記の手続を「継続事業一括申請」といいます。
具体的な手続き方法等は事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課、最寄の労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。

9 特別加入制度について

- (1) 労働者を年間100日以上雇用していることを常態とする事業主は、中小事業主として特別加入（第一種特別加入）することができます。
特別加入をすると、所定労働時間内に労働者と同様の業務に従事している際の事故や、労働者の就業時間に接続して行われる業務を事業主のみで行う場合の事故、通勤途中の事故など、労災保険の給付を受けることができます。具体的な手続方法等は事務組合、新潟労働局総務部労働保険徴収課又は最寄の労働基準監督署にご相談ください。

- (2) 事業主本来の業務中(事業主団体の会議などの事業主としての立場において行われる業務)の事故などによる負傷等の治療費等は、労災保険の給付の対象とはなりません。
- (3) 既に特別加入されている方で、承認を受けている業務内容や役職の変更、辞職などに変更がありましたら、必ず事務組合に連絡してください。

新潟労働局 総務部 労働保険徴収課

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲町合同庁舎2号館
電話025-288-3502 FAX025-288-3514